

防府市バス活性化システム整備費補助金交付要綱

平成30年4月11日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の生活に不可欠なバス路線の維持を図るとともに、バスを利用した移動の利便性の向上に寄与することを目的とし、乗合バス事業者に対し、予算の範囲内で交付する防府市バス活性化システム整備費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(2) 国庫補助事業 次に掲げる交付要綱のいずれかに基づいて国の補助の対象となった事業をいう。

ア 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付け観観産第690号）

イ 観光振興事業費補助金交付要綱（平成30年3月28日付け国総支第61号、国鉄総第324号、国自旅第293号、国海内第186号、国港総第596号、国空事第1071号、国空業第164号、観参第293号）

ウ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）交付要綱（平成31年4月18日付け国総計第3号）

(補助の対象)

第3条 市長は、予算の範囲内で、本市の区域を運行する乗合バス事業者が行う国庫補助事業で、国の補助対象となった経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額の範囲内の補助金を交付する。ただし、本市の区域及び区域外を併せて整備する場合については、当該補助金の額に本市の区域における計画実車キロメートルを整備に係る総計画実車キロメートルで除した数を乗じた額とする。

2 補助対象事業は、バスロケーションシステムの整備事業及びバス交通系 I

Cカードシステムの導入事業（全国相互利用可能なものに限る。）とする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする乗合バス事業者は、防府市バス活性化システム整備費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市バス活性化システム整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の変更の申請）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後に補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、防府市バス活性化システム整備費補助金変更交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の変更の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付の変更を決定し、防府市バス活性化システム整備費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して1月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、防府市バス活性化システム整備費補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、防府市バス活性化システム整備費補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、防府市バス活性化システム整備費補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない

2 市長は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、30日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(補助金の経理等)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金に係る経費について、他の経費と明確に区分した帳簿を備え、その収支を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する本市の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定若しくは交付を受けた補助事業者に対し補助事業に関する報告を求め、又は帳簿その他の関係書類を検査し、必要な指示を行うことができる。

(補助金の交付の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付を補助事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業者が国土交通大臣から国庫補助事業の補助金の返還命令を受けたとき。
- (5) 補助事業者が補助金の交付を受けた年度内(出納整理期間を含む。)に国から国庫補助事業の補助金の交付を受けられなかったとき。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業の区分	補助率
バスロケーションシステムの整備事業	1 / 10
バス交通系 IC カードシステムの導入事業	1 / 6

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の氏名

防府市バス活性化システム整備費補助金交付申請書

防府市バス活性化システム整備費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記により申請します。

記

- 1 補助金の交付申請額 金 円
- 2 申請事業の概要
 - (1) 事業の目的
 - (2) 事業の内容
 - ア 事業の名称及びその整備内容
 - イ 対象地域、対象区間、キロ程、施工箇所数等
 - (3) 補助対象経費の配分及び使用方法
 - (4) 事業の着手（予定）期日及び完了予定期日、その他当該事業の遂行に関する計画
 - (5) 交付を受けようとする補助金の額の算出根基
- 3 関係書類

第2号様式（第5条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市バス活性化システム整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市バス活性化システム整備費補助金について、防府市バス活性化システム整備費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金の交付決定額 金 円

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

防府市バス活性化システム整備費補助金変更交付申請書

年 月 日付け指令 第 号で決定のあった防府市バス活性化システム整備費補助金について、その内容等について変更したいので、防府市バス活性化システム整備費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記により申請します。

記

- 1 変更の事項及び内容
- 2 変更が必要な理由
- 3 現行と変更後の対比
- 4 その他参考となる書類

第4号様式（第7条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市バス活性化システム整備費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった防府市バス活性化システム整備費補助金について、防府市バス活性化システム整備費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

変更後の補助金の交付決定額 金 円

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

防府市バス活性化システム整備費補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた防府市バス活性化システム整備費補助金について、事業が完了したので、防府市バス活性化システム整備費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業に要した経費

2 完了した事業の概要

3 事業の完了年月日 年 月 日

4 その他関係書類

第6号様式（第9条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市バス活性化システム整備費補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった防府市バス活性化システム整備費補助金について、防府市バス活性化システム整備費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の氏名

防府市バス活性化システム整備費補助金交付請求書

年 月 日付け指令 第 号で確定を受けた防府市バス活性化システム整備費補助金について、防府市バス活性化システム整備費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫	支店 支所
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号		
口座名義人 (カタカナで記入)		